

枚数	表紙共 15 枚
設計年月	2026年2月

参考数量調書

令和8年度

# 富山県流域下水道水質等分析業務委託 設計書

(公財)富山県下水道公社  
施設管理課

## 総 括 表

委託業務価格 円

消費税相当額 円

設 計 額 円

履 行 場 所 高岡市二上地内外

履 行 内 容

- ・二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターの流入水、放流水の水質試験および溶融スラグ、汚泥等の溶出、含有試験等の分析業務
- ・高岡市公共下水道浄化センター（四屋、伏木）の脱水汚泥の溶出・含有試験の分析業務

## 委 託 費 内 訳 表

費 目	細 目	数 量	単 位	金 額	備 考
1. 委託業務価格		1	式		
2. 消費税相当額	税率' 10%	1	式		
3. 設計額(税込)					

## 委 託 費 内 訳 表

費 目	細 目	数 量	単 位	金 額	備 考
1 委託業務価格					
二上浄化センター分					
	水質分析	1	式		
	汚泥分析(溶出)	1	式		
	汚泥分析(含有)	1	式		
	小計1				
神通川左岸浄化センター分					
	水質分析	1	式		
	汚泥分析(溶出)	1	式		
	汚泥分析(含有)	1	式		
	小計2				
高岡市分					
	水質分析	1	式		
	汚泥分析(溶出)	1	式		
	汚泥分析(含有)	1	式		
	小計3				
	合計(小計1+小計2+小計3)				
端数処理					
合計					

## 委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
二上水質分析						
有機燐化合物		12	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		12	検体			
アルキル水銀化合物		12	検体			
ポリ塩化ビフェニル		12	検体			
ジクロロタン		48	検体			
1.2-ジクロロタン		48	検体			
1.1-ジクロロエチレン		48	検体			
シス-1.2-ジクロロエチレン		48	検体			
1.1.2-トリクロロエタン		48	検体			
1.3-ジクロロプロパン		48	検体			
ベンゼン		48	検体			
チラウム		48	検体			
シマジン		48	検体			
チオベンカルブ		48	検体			
1.4-ジオキサン		48	検体			
小計						

### 委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
二上汚泥分析（溶出1）						
カドミウム及びその化合物		6	検体			
シアン化合物		6	検体			
有機燐化合物		6	検体			
鉛及びその化合物		6	検体			
六価クロム化合物		6	検体			
砒素及びその化合物		6	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		6	検体			
アルキル水銀化合物		6	検体			
ポリ塩化ビフェニル		6	検体			
トリクロロエレン		6	検体			
テトラクロロエレン		6	検体			
ジクロロメタン		6	検体			
四塩化炭素		6	検体			
1,2-ジクロロエタン		6	検体			
1,1-ジクロロエチレン		6	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン		6	検体			
1,1,1-トリクロロエタン		6	検体			
小計①						

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
二上汚泥分析(溶出2)						
1.1.2-トリクロエタン		6	検体			
1.3-ジクロロプロペン		6	検体			
クロロエチレン		6	検体			
ベンゼン		6	検体			
チラウム		6	検体			
シマジン		6	検体			
チオベンカルブ		6	検体			
セレン及びその化合物		6	検体			
ほう素及びその化合物		6	検体			
ふっ素及びその化合物		6	検体			
1.4-ジオキサン		6	検体			
小計②						
小計①+小計②						

## 委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
二上汚泥分析（含有）						
銅及びその化合物		2	検体			
カドミウム及びその化合物		6	検体			
シアン化合物		6	検体			
有機燐化合物		4	検体			
鉛及びその化合物		6	検体			
六価クロム化合物		6	検体			
砒素及びその化合物		6	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		6	検体			
アルキル水銀化合物		4	検体			
ポリ塩化ビフェニル		4	検体			
セレン及びその化合物		6	検体			
ほう素及びその化合物		6	検体			
ふっ素及びその化合物		6	検体			
金属鉄		1	検体			
小計						

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
神左水質分析						
有機燐化合物		72	検体			
アルキル水銀化合物		72	検体			
ジクロロメタン		72	検体			
1,2-ジクロロエタン		72	検体			
1,1-ジクロロエチレン		72	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン		72	検体			
1,1,2-トリクロロエタン		72	検体			
1,3-ジクロロプロペン		72	検体			
ベンゼン		72	検体			
チラウム		72	検体			
シマジン		72	検体			
チオベンカルブ		72	検体			
1,4-ジオキサソ		72	検体			
小計						

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
神左汚泥分析（溶出1）						
カドミウム及びその化合物		7	検体			
シアン化合物		7	検体			
有機燐化合物		7	検体			
鉛及びその化合物		7	検体			
六価クロム化合物		7	検体			
砒素及びその化合物		7	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		7	検体			
アルキル水銀化合物		7	検体			
ポリ塩化ビフェニル		7	検体			
トリクロエレン		7	検体			
テトラクロエレン		7	検体			
ジクロロタン		7	検体			
四塩化炭素		7	検体			
1,2-ジクロロタン		7	検体			
1,1-ジクロエレン		7	検体			
シス-1,2-ジクロエレン		7	検体			
1,1,1-トリクロエタン		7	検体			
小計①						

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
神左汚泥分析（溶出2）						
1.1.2-トリクロエタン		7	検体			
1.3-ジクロロプロパン		7	検体			
クロロエチレン		6	検体			
ベンゼン		7	検体			
チラウム		7	検体			
シマジン		7	検体			
チオベンカルブ		7	検体			
セレン及びその化合物		7	検体			
ほう素及びその化合物		6	検体			
ふっ素及びその化合物		6	検体			
1.4-ジオキサン		7	検体			
小計②						
小計①+小計②						

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
神左汚泥分析 (含有)						
銅及びその化合物		2	検体			
カドミウム及びその化合物		6	検体			
シアン化合物		6	検体			
有機燐化合物		4	検体			
鉛及びその化合物		6	検体			
六価クロム化合物		6	検体			
砒素及びその化合物		6	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		6	検体			
アルキル水銀化合物		4	検体			
ポリ塩化ビフェニル		4	検体			
セレン及びその化合物		6	検体			
ほう素及びその化合物		6	検体			
ふっ素及びその化合物		6	検体			
金属鉄		1	検体			
小計						

(公財) 富山県下水道公社

P - 12

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
高岡市汚泥分析(溶出1)						
カドミウム及びその化合物		2	検体			
シアン化合物		2	検体			
有機燐化合物		2	検体			
鉛及びその化合物		2	検体			
六価クロム化合物		2	検体			
砒素及びその化合物		2	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		2	検体			
アルキル水銀化合物		2	検体			
ポリ塩化ビフェニル		2	検体			
トリクロエチレン		2	検体			
テトラクロエチレン		2	検体			
ジクロロメタン		2	検体			
四塩化炭素		2	検体			
1,2-ジクロロエタン		2	検体			
1,1-ジクロロエチレン		2	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン		2	検体			
1,1,1-トリクロロエタン		2	検体			
小計①						

### 委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
高岡市汚泥分析（溶出2）						
1.1.2-トリクロロエタン		2	検体			
1.3-ジクロロプロペン		2	検体			
ベンゼン		2	検体			
チラウム		2	検体			
シマジン		2	検体			
チオベンカルブ		2	検体			
セレン及びその化合物		2	検体			
1.4-ジオキサン		2	検体			
小計②						
小計①+小計②						

委託業務明細表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
高岡市汚泥分析（含有）						
カドミウム及びその化合物		2	検体			
シアン化合物		2	検体			
鉛及びその化合物		2	検体			
六価クロム化合物		2	検体			
砒素及びその化合物		2	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		2	検体			
セレン及びその化合物		2	検体			
ほう素及びその化合物		2	検体			
ふっ素及びその化合物		2	検体			
小計						

(公財) 富山県下水道公社

P - 15

## 富山県流域下水道水質等分析業務委託仕様書

### (目的)

第1条 この仕様書は、水質分析等業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

### (法令の遵守)

第2条 受注者は、委託業務の履行にあたり、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、計量法（昭和26年法律第207号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関係する法令を遵守しなければならない。

なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者受注者協議するものとする。

### (提出書類)

第3条 提出書類は以下に示すとおりとする。

#### (1) 業務着手時に提出する書類

- ①業務工程表（様式第17-1号）
- ②管理技術者等届（様式第18-1号）  
（管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士（濃度関係）登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。）
- ③計量法による計量証明事業登録証の写し
- ④計量証明事業の登録簿の謄本の写し
- ⑤特定毒物研究者許可証の写し
- ⑥計量に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
- ⑦分析項目ごとの分析手法（フロー）を示す書類

#### (2) 業務履行期間中に提出する書類

第6条（分析精度の管理確認）に関する書類

#### (3) 業務完了時に提出する書類（年度完了毎に提出）

- ①業務委託完了届（様式第20-1号）
- ②調査報告書 1部
- ③調査報告が記録された電子媒体（CD-R等）1式
- ④測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部
- ⑤業務記録写真 1部

（分析項目ごと及び主な分析手順ごとに撮影し、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。なお、同一方法により複数の項目を同時分析するものについて共通する部分の写真は、代表的なものを添付すればその他については省略できるものとする。また、分析を複数回実施する場合は、そのいずれかの分析について記録するものとする。）

#### (3) その他、調査職員が提出するように指示した書類

### (技術者の配置等)

第4条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確に業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務内容)

第5条 受注者は、別紙「月別予定表」及び「分析検体数一覧」に示す分析項目と検体数を次の各号により行わなければならない。

(1) 分析調査の実施日と分析項目及び検体数

ア) 流入水水質分析

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

イ) 放流水水質分析

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

ウ) 砂ろ過水

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

エ) 溶融スラグ(溶出試験及び含有試験)

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

オ) 汚泥(溶出試験及び含有試験)

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

(2) 試料の引渡

発注者が指定した場所とする。

(3) 分析の方法

分析の方法は、以下に示す方法によるものとする。

水質分析

①下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)

②環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)

スラグ溶出試験

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日環境省告示第46号)

スラグ含有試験

土壌汚染状況調査の測定分析方法に関する告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)

汚泥溶出試験

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)を基本とし、目的に適した方法とする。

#### 汚泥含有試験

土壌汚染状況調査の測定分析方法に関する告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）

なお、分析方法は最新の改正によるものとする。

#### (4) 容器の保管

受注者は、試料の容器を責任を持って保管し、洗浄して返却しなければならない。

#### (分析精度の管理確認)

第6条 受注者は、当該業務を実施するにあたり、自ら実施する分析精度の管理に関する書類を提出しなければならない。

#### (分析結果の報告)

第7条 受注者は、調査実施日から起算して10日以内に分析結果を以下に示す書類で報告しなければならない。また、その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）についても速やかに提出するものとする。

①計量証明書

②水質等分析結果報告書

③その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）

2. 受注者は、分析業務にあたり試料ごとに示される基準値を把握しなければならない。

3. 受注者は、各項目基準値を超える水質分析結果が得られたときは、直ちに発注者に連絡しなければならない。

#### (暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第8条 受注者は、本業務を実施するにあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

#### (個人情報の保護)

第8の2条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (疑義の解釈)

第9条 この仕様書の各事項に疑義を生じた場合、又は定めのない場合は、発注者と受注者において協議してこれを定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

### 第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### 第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

#### 第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

#### 第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

#### 第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

#### 第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### 第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

#### 第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 「甲」は発注者である公益財団法人富山県下水道公社を、「乙」は受注者をいう。

月別予定表

二上浄化センター 月別予定表

分析回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度
流入水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 偶数月
放流水	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 偶数月
溶融スラグ 含有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	年6回
脱水汚泥 含有					1	1					1		2	年2回
乾燥汚泥 含有					1	1					1		2	年2回
					1	1					1		2	年2回

神通川左岸浄化センター 月別予定表

分析回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度
流入水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回
海域放流水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回
砂ろ過水(放流水)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回
溶融スラグ 含有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	年6回
脱水汚泥 含有					1	1					1		2	年2回
乾燥汚泥 含有					1	1					1		2	年2回
					1	1					1		2	年2回

四屋浄化センター・伏木浄化センター 月別予定表

分析回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度
脱水汚泥 含有					1	1							1	年1回
					1	1							1	年1回

測定時期について

※原則第1、3火曜日とする。なおお祭日の時は翌週に移動。

※二上流入放流3項目(有機磷、アルキル水銀、PCB)は2ヶ月に1度(偶数月の後半)とし、流入・放流1項目(ジクロロメタン他)は、月2回測定

※スラグ溶出は2ヶ月に1回(偶数月の後半)

※スラグ含有、汚泥含有、乾燥汚泥含有は半年に1回(8月、2月の後半)



年間分析検体数一覧 神通川左岸浄化センター

No	分析項目	流入水	海域放流水	砂ろ過水	溶融スラグ		脱水汚泥		乾燥汚泥	検体数合計
					溶出	含有	溶出	含有	含有	
1	水素イオン濃度(pH)									
2	生物化学的酸素要求量(BOD)									
3	化学的酸素要求量(COD)									
4	浮遊物質(SS)									
5	ノルマルヘキサン抽出物質									
6	よう素消費量									
7	陰イオン界面活性剤									
8	塩素イオン									
9	全窒素									
10	全リン									
11	大腸菌数									
12	フェノール類									
13	銅及びその化合物					2				2
14	亜鉛及びその化合物									
15	鉄及びその化合物									
16	マンガン及びその化合物									
17	クロム及びその化合物									
18	カドミウム及びその化合物				6	2	1	2	2	13
19	シアン化合物				6	2	1	2	2	13
20	有機リン化合物	24	24	24	6		1	2	2	83
21	鉛及びその化合物				6	2	1	2	2	13
22	六価クロム化合物				6	2	1	2	2	13
23	ひ素及びその化合物				6	2	1	2	2	13
24	水銀及びその化合物				6	2	1	2	2	13
25	アルキル水銀化合物	24	24	24	6		1	2	2	83
26	P C B				6		1	2	2	11
27	トリクロロエチレン				6		1			7
28	テトラクロロエチレン				6		1			7
29	ジクロロメタン	24	24	24	6		1			79
30	四塩化炭素				6		1			7
31	1,2-ジクロロエタン	24	24	24	6		1			79
32	1,1-ジクロロエチレン	24	24	24	6		1			79
33	シス-1,2-ジクロロエチレン	24	24	24	6		1			79
34	1,1,1-トリクロロエタン				6		1			7
35	1,1,2-トリクロロエタン	24	24	24	6		1			79
36	1,3-ジクロロプロパン	24	24	24	6		1			79
37	クロロエチレン				6					6
38	ベンゼン	24	24	24	6		1			79
39	チウラム	24	24	24	6		1			79
40	シマジン	24	24	24	6		1			79
41	チオベンカルブ	24	24	24	6		1			79
42	セレン				6	2	1	2	2	13
43	ホウ素				6	2		2	2	12
44	ふっ素化合物				6	2		2	2	12
45	亜硝酸性窒素									
46	硝酸性窒素									
47	アンモニア性窒素									
48	1,4-ジオキサン	24	24	24	6		1			79
49	ニッケル									
50	金属鉄					1				1
		312	312	312	168	21	25	24	24	1198



